

横浜市が「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を発表 公の施設に「受益者負担」を持ち込むな



横浜市は4月13日、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を発表しました。

「考え方」では、市民利用施設の利用料について、公共関与の必要性和収益性の程度を基準に9つに分類し、利用者負担の割合を決定しました（右図参照）。個々の施設の負担割合を決める際には個別事情も考慮するとしています。

税金でまかなう『公費（市）負担』と、利用者が負担する『受益者（利用者）負担』の割合について考え方を明確にし、利用料を見直すというものです。

社会福祉センターの料金値上げ

さっそくこの「考え方」に基づいて、社会福祉センターの軽運動室を有料化し、ホールと会議室の利用料を1.5倍引き上げる条例改正案が今議会に提出されました。

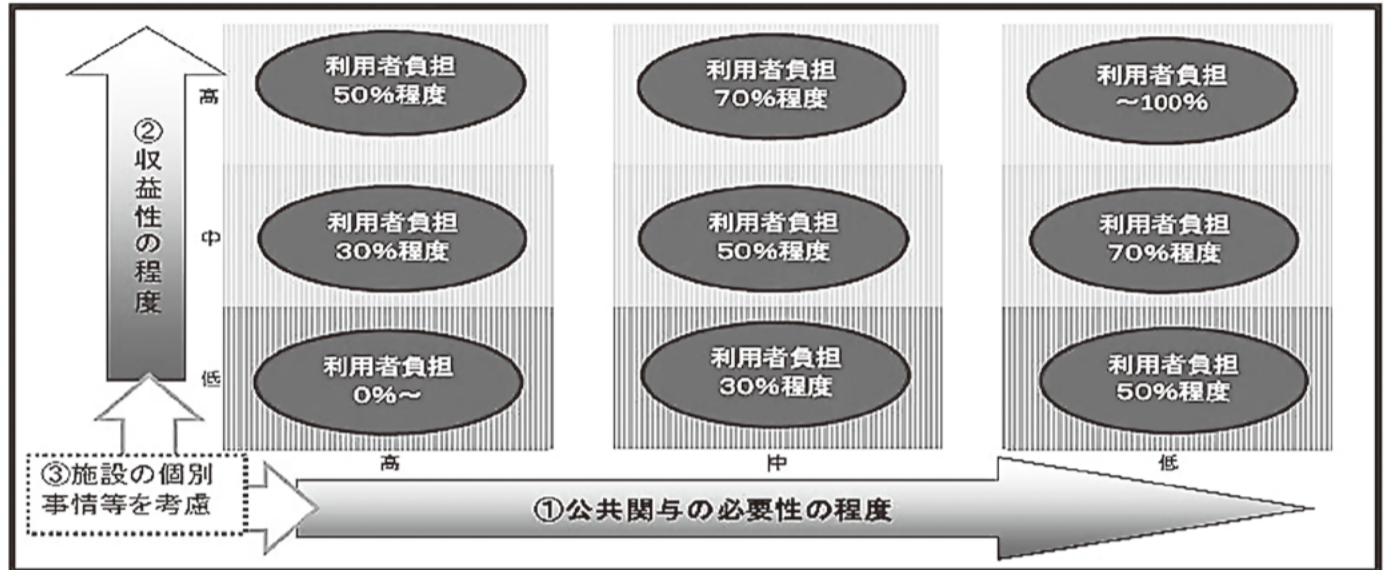
古谷やすひこ議員（写真右上）は、「考え方」を財政局が一方的に決めたことを批判。その上で、市民利用施設の利用料などは設立主旨にもとづいて設定されており、受益者負担の考え方を公の施設に持ち込むのは、「負担できない人は使えない」ことにつながるのではないかと質問しました。

林文子市長は、一定の指標で分類し、施設設置の目的や経緯などの個別事情も十分に考慮しながら

負担割合を決定することは市民負担の公平性の観点から適切であり、個人によって施設の必要性や利用頻度は異なることから、利用者が一定の負担をするのは市民全体からみて公平だと判断している

と答弁し、受益者負担に固執しました。

＜標準的な負担割合と代表的な施設例＞



- 利用者負担が無くても良いと考えられるもの（すべて市の負担）：防災関係施設、保護施設
 - 利用者負担が低く、市の負担の方が高いと考えられるもの（利用者負担3割、市の負担7割程度）：福祉活動、交流施設、公会堂／小規模ホール、青少年育成施設／交流施設、運動広場／体育館／体育室
 - 利用者負担と市の負担が半々程度で良いと考えられるもの（利用者負担5割、市の負担5割程度）：会議室／研修室、大規模ホール、火葬施設
 - ほぼ全額利用者負担で良いと考えられるもの：テニスコート／トレーニング室／フットサル場、レクリエーション施設、墓地／墓園／霊園・斎場（葬祭ホール）
- （横浜市財政局『「市民利用施設等の利用者負担の考え方」について』より）

罰金刑のごみ持ち去り禁止条例は慎重に

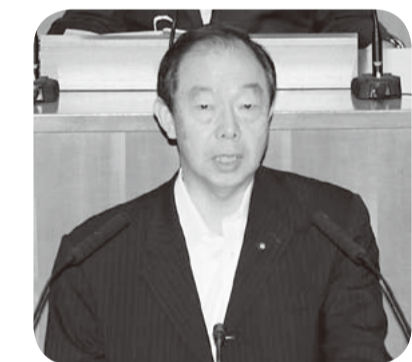
今議会に提案された横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正案は、資源物を登録業者以外が持ち去った場合に持ち去らないように命じることができるとし、命令に従わなかった場合20万円以下の罰金を科すというもので、議会の常任委員会である温暖化対策・環境創造・資源循環委員会から提案されました。

市民を前科者にする危険性も

本会議での審議にあたり、大貫憲夫議員（写真右上）は、罰金刑で持ち去り抑制効果はあるが、市民を犯罪人として履歴に前科をつけるという重大かつ危険な側面があるため、条例改定にあたっては慎重の上にも慎重を期さなければならぬと指摘しました。

ホームレスの生活の糧を奪うことにも

大貫議員は、一番困っているのは町内会等の集団回収の古紙を登



録業者以外の業者が持ち去ることだが、実質的にはホームレスのアルミ缶持ち去りに焦点が当たり、ホームレスの生活の糧を奪うことになるのではないかと質問しました。

同委員会の鈴木太郎副委員長は、ホームレスの自立支援策は福祉施策として推進することが重要だと答弁しました。

大貫議員は、条例改正はアルミ缶収集を生活の糧としているホームレスの人たちに対する配慮を切り捨てることになり、刑事罰の対象を町内会等の集団回収による資源物の持ち去りに絞ることが必要だと主張しました。

第2回定例会での主要会派の態度

○：賛成、×：反対

議案・請願		共産党	自民党	民主党	公明党	みんな	ヨコハマ
市長議案	横浜市社会福祉センター条例の一部改正（ホール・会議室利用料値上げ等）*	×	○	○	○	○	○
市長議案	横浜市立学校条例の一部改正（小中学校の統廃合）	×	○	○	○	○	○
市長議案	横浜総合高等学校移転整備工事（建築工事）請負契約の締結	×	○	○	○	○	○
議員議案	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正*	×	○	○	○	○	○
議員議案	横浜市市民活動推進条例の全部改正（市民等の公共的公益的な活動参画を促進）	○	○	○	○	○	○
請願	放射能に汚染された瓦れきの焼却処分の受託について（安易に受入れないように）*	○	×	×	×	○	×
請願	教育予算の拡充等を求める意見書の提出	○	○	○	○	○	×
請願	消費税増税に反対する意見書の提出	○	×	×	×	×	×
請願	2号配水本管鶴見川水管橋（川崎市上下水道局所有）の人道橋としての存続	○	×	×	×	×	×

（注）みんな：みんなの党、ヨコハマ：ヨコハマ会
市長議案：市長提出議案、議員議案：議員提出議案
*については、記事で紹介しています

無料法律相談（弁護士が対応します）

市政、法律、交通事故、年金、金融、土地、住宅、教育、その他
●とき 毎週水曜日午後1時30分から
●ところ 横浜市役所内 日本共産党議員控室
●連絡先 Tel.045-671-3032 ☆要予約☆
◎相談は同一案件につき3回までです。なお、8月はお休みです。

